

平成 22 年 7 月 1 2 日

「新法人改革に向けての理事長見解」

特例民法法人 理事長 渡辺孝志

青函カップレース、第 4 3 回親潮レースも近しでいつもの楽しいシーズン到来となりました。レースにクルージングに気合が入っている事と思います。

先の総会で一般法人を選択する事をお認め頂きましたが理事会としてもそれに向けての対応に全力で取り組んでいるところです。

今回の法律の趣旨は皆様ご存知の事は思いますがおおまかに云えば公益法人に溜まっている遊休資産を各法人共に公益目的のために支出するという事になっています。「いわゆる整備法 1 1 9 条」※ ですが公益目的支出計画の作成、認可を受けようとする時には法人を解散した時に国に帰属する残余金額を法人の貸借対照表上に国で定める金額を算定して公共の目的のために支出することによりその金額がゼロとする旨の公益目的支出計画書を毎年々ゼロのなるまで提出してずっと国（県教委）の管理監督を受けると言う事です。

会社はお金を持っているのがベターですが公益法人は余分のお金、財産を持ってはいけないという事です。その時は寄付をすとか公益目的に使って下さい、その使い道は監督しますという事になるわけです。

私の理想は早く一般法人として監督指導等が無くなり自由な展開をしたいと言うことになります。

当協会の基金は私も法人設立時に出しましたが全て我々のお金です。現在 1 2 0 0 万の遊休資産と言う事になっております。毎年の決算報告に載っており今回この資金は自前の資金だから別と言う事にはならないのです。このままでは先の公益目的支出計画書に全額載せなければならない資産です。

1 現在MORCの当面する最重要事項：

それは早期確実の法人格の取得です。（一般法人への移行認可をとる事）
昨年も県の港湾課から私に連絡があり小浜堤防の係留装置の売却をと云って来ましたがそのつもりは無いときっぱりと断っております。もしも移行認可が取れない時には MORC は資産を県または国、同じ目的の法人に寄付して解散と言う事になり県は他の港湾の艇とのバランスで小浜から出て行ってしまう事になりかねません。このマリンベースを将来に向かって後に続く人達に残すと言うのが我々の最重要課題です。

2 公益目的支出計画書：

出来れば「公益支出目的の資産」をゼロに持って行く、私はMORCの基金は必要な物を除いて使い切ってしまったらと考えています。しかししかるべき理由があれば一々計画書を作り認定委員会に出すと言う事になりますが面倒ですが皆様のご意見次第ではそれでもOKですが。

コメント：公益目的支出計画実施のイメージ

公益目的財産額の計算

- 1 貸借対照表の純資産の額
 - 2 時価評価資産の時価と帳簿価格との差額
 - 3 基金の額（法人法131条に規定するものでいわゆる基本財産の基金ではない）
 - 4 その他の支出又は保全が義務づけられているものの額
- 1+2-3-4 という事になる

公益目的支出の額の計算

- 1 公益目的事業のための支出額（MORCでは体験帆走、ヨットスクール、マリンVHF海岸局等その金額は少ない）
 - 2 特定寄付額（今までMORCでは行っていない）
 - 3 不特定多数の者の利益増進の目的の継続事業のための支出額
- 4 実施事業収入の額
- 1+2+3-4 となる。この辺は委員会でまたプロに相談してと思います。

3 AED（体外除細機器）付きレスキュー艇の購入：

そこでMORCには是非必要でもあり先日二管、宮城海保の皆さんともこの事についてお話をしましたが基金管理委員会の皆様に「AED（自動体外式除細動器）付き救助艇」を買ってはと提案しました。

MORC以外にどこの法人にも真似の出来ないしかも公益目的としても適う物を備えると言うのは県教委始め公益認定委員会からも理解が得られるのではと思います。

その理由づけとして

- ① 毎年行っている公益事業としての体験帆走の伴奏艇としてぜひ必要（申請には昨年写真添付）
- ② レース等の際の伴走救急救命艇として。
- ③ 協会会員でない無線局会員の救助等の支援艇として。
- ④ この海域でのAED搭載救助艇としての役割。
- ⑤ 他のレジャー艇の浅海海域での救助支援（浅海では海保の船が行動出来ない）
- ⑥ 救助艇の慣熟訓練実施計画書の作成。
- ⑦ 海上保安当局からの後援。

このレスキュー艇の選定は理事会でお願いしました3名の選定委員にお任せを

しております。進行についてこの辺の会計的な事は外部の識者に相談する事に致します。

艇の仕様当については総会の時にご説明させていただきますが理事会にお任せいただきたく思います。その前にご希望がございましたら理事会までお寄せ下さい。その運営方法とかは後の事になります。

4 今後の「利益を目的としない一般社団」の認可申請の過程について

MORCは新法人の申請について宮城県でもトップテンに入るくらい早期に電子申請のパスワードは取っております。

今の段階では今年の暮れに申請をと思っております。それにつけても基金を使う事にスピード感が必要です。法律のどこかで見ましたが間違いなければ基金を使うのも申請の直ぐ前では駄目で遅れると次年度廻しになり申請も遅れてしまいます。この辺も確かめてみます。

現在申請手続き事務については理事会で選任した新法人改革申請委員会のメンバーの内、多田理事、武藤監事、事務の黒澤さん、それに渡辺の4名で鋭意進行中です。

規模が違いますが或る社団法人では公益法人格を取るのに360万とか東京ですと450万の請求書を私は見てコピーを持っています。それでも定款改正とかは全てその社団でする様でその金額には入っておりません。

それをMORCでは自力で申請するというその突破力、推進力にご理解とエールをお願いします。

最後のセーフティーネットとして公認会計士さんをお願いはしています。基金から100万ぐらいは残しておかないと？

定款改正とそれに伴う当会例規集との整合性の問題については現在他の新法人改革委員会の皆様にもお願いをしています。今の所進行してはおりません。理事会で新定款に公益的な事について理想像を盛り込みたいという意見もありましたが今回は何が何でも免許証と取るという事が最優先と言う事でご理解を頂きたいと思えます。

会員の中にその道の方がおいでになりこの難事業のお助けが出来たらぜひお申し出願います。

7月25日には臨時理事会を開き公認会計士の赤石雅英先生を講師にお招きして今回の主に経理部門の事、公益目的支出の計算方法とかの勉強会を開催する事になっています。

先には8月1日の理事会の後で総会を予定しておりましたが理事から手順をふんどという意見もあり8月後半から秋に延期しました。大幅にスローダウンするかも知れません。

次回の総会では基金委員会からの書面表決（レスキュー艇等購入）についてそれをお認め頂くと言う手続になります。（今の所は総会決議が無いと基金は使えません、法人認可後はそのままですと自動的に遊休資産にカウントされるようです。）

新法人認可申請の後では基金をそのままにしておけば全て公益目的支出計画書に組み入れられますので基金管理委員会は解散と言う事になります。

1200万の基金（協会設立時に各艇30万ぐらいだったのでしょうか拋出したものです）はこのまま置いたら全て公益目的支出計画に組み入れられてしまいます。会員の皆さんがそれで世の中の役に立てるとして寄付とかそれが賛成であればOK でしょうが、私ぜひ何とかして会員の皆様、また具体的には海上安全に役立つ方向で還元したいと考えております。

会費の10年分の30年間お金が眠っている訳で今後県教委から会費を取らないでと云う指導もありと言う事も公認会計士さんからも聞いています。

私の家の近くの社団法人は遊休資産がゼロとか法人の認可にも余裕のようであらやましい。

法人化作業の工程表についても基金管理委員の先輩からご指摘がありました。後日提示いたします。

他の公益法人の工程表かを参考に見ましてもMORCは進んでいて今後は定款の変更等の作成、理事会で検討の上決議。最終的に臨時総会。

移行認定申請書の作成、県教委に申請（電子申請）。

その他法人登記等事務的な事は全てMORCでと考えております。これが相当な量になります。プロにお願いしますと経費も掛かります。丸投げとはいかないでしょう。

意気込みは凄いのですがもしもの時は先のセーフティーネットでと言う事で会員の皆様のご理解いただければと思います。

参考法律

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（A4版 94ページ）

※ 整備法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団及び公益財団の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律）2016.11.法律第50号 458条あります。

追記 7月25日（日）17時～18時45分 法人改革作業にお詳しい赤石雅英公認会計士、税理士事務所の赤石先生を講師としてお招きをして臨時理事会を開催しました。申請は早めに、また流動資産は遊休財産控除対象財産とはみなしてくれないという事を確認し救助艇の件は公益認定委員会で認められれば公益目的支出金額を減じる事が出来る事も確認しております。